

多監第 66 号

平成 28 年 8 月 12 日

多治見市長 古 川 雅 典 様

多治見市監査委員 尾 関 恵 一

同 若 尾 敏 之

平成 27 年度多治見市経営健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、審査に付された平成 27 年度多治見市水道事業会計及び多治見市民病院事業会計の資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見を提出します。

平成 27 年度
多治見市経営健全化
審査意見書

多治見市監査委員

平成 27 年度多治見市経営健全化審査意見

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会 計 名	平成 27 年度資金不足比率 (%)	経営健全化基準 (%)
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0

資金不足比率審査参考資料

(1) 資金不足比率算定根拠

$$\text{資金不足率（\%）} = \text{資金の不足額} / \text{事業の規模} \times 100$$

項 目	内 容
資金の不足額	{ (流動負債－控除企業債等－控除未払金等－控除引当金等) ＋ 建設改良費等以外の経費に対する地方債の現在高－(流動資産＋貸倒引当金) }－解消可能資金不足額 (※1)
事業の規模	営業収益の額(指定管理者の収入として収受させた利用料金の額を含む。)－受託工事収益の額

(※1) 解消可能資金不足額は、事業の開始後に多額の費用を賄う収入が得ることができない場合などの事由がある場合において、資金不足額から控除する額

(2) 資金不足比率算定の基礎

(千円)

項目	会計名	水道事業会計	病院事業会計
資金不足額	流動負債の額 ①	567,619	374,733
	控除企業債等 ②	24,844	363,244
	控除未払金等 ③	0	0
	控除引当金等 ④	19,173	0
	建設改良費等以外の経費に対する地方債の 現在高 ⑤	0	0
	流動資産の額 ⑥	1,495,939	517,105
	貸倒引当金 ⑦	2,749	189
	$(①-②-③-④) + ⑤ - (⑥+⑦) = ⑧$	△975,086	△505,805
	解消可能資金不足額 ⑨ (⑧>0 の場合に算入)	0	0
	資金不足額 ⑧-⑨ =⑩	△975,086	△505,805
事業の規模	営業収益の額 - 受託工事収益の額 ⑪	2,151,601	3,207,993
	事業の規模 ⑪=⑫	2,151,601	3,207,993
資金不足比率 (%) ※ 比率≤0 の場合は「-」 ⑩/⑫		-	-